平成２９年（フ）第２３５号
東京都府中市天神町１丁目12番地の23メゾンオーブ102
債務者　上塩　浩一
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２７８号
東京都昭島市美堀町５丁目18番３号伊藤荘102号
債務者　皆川　　忍
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６０２号
神奈川県鎌倉市稲村ガ崎５丁目19番12号
債務者　菱沼　大輔
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７１５号
静岡市駿河区寺田40番地の３
債務者　増井　靖乃
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８９号
横浜市港南区野庭町937番地１　池ノ谷戸ハウス102
債務者　黒澤　　健
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１８号
横浜市青葉区榎が丘21番地10　メゾンド青葉台303
債務者　千田　宏介
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８２号
神奈川県座間市栗原中央４－27－２　市営西原住宅４号、住民票上の住所神奈川県大和市柳橋３丁目12番地３　朝日プラザ桜ケ丘１608号
債務者　島貫　由梨
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５９２号
横浜市神奈川区菅田町941番地１　レオネクストグリーンマナー201
債務者　野瀬　勝男
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０６号
横浜市港北区綱島西４丁目６番８号　シャンテＹＭ201号
債務者　阿部　武良
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０８号
横浜市戸塚区汲沢８丁目27番７号
債務者　坂野　三郎
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１９４２号
福岡市早良区百道浜１丁目７番３－701号、前住所熊本市中央区出水１丁目４番33－1003号サーパス水前寺公園1003
破産者　清水　暢夫
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８号
福岡市東区舞松原２丁目９番５－104号
破産者　田代　和彦
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２号
福岡市西区下山門４丁目14番34－203号、前住所福岡市西区野方７丁目834番地１
破産者　三笠　信之
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３号
福岡市博多区寿町２丁目６番12－203号
破産者　江口　雄介
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８２８号
福岡市博多区中洲５丁目４番10－1609号
破産者　後藤　敏孝
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２００４号
福岡市中央区天神５丁目10番22号
破産者　細川　直也
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２００５号
福岡市中央区天神５丁目10番22号
破産者　細川　　泉
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部